

## コラム

# 自治体の終活に向けた支援

## －横須賀市の「わたしの終活登録」



北見 万幸 Kitami Kazuyuki 横須賀市福祉部次長（自立支援担当課長）

1982年 横須賀市役所入庁  
福祉事務所のケースワーカー、保健所の精神保健福祉相談員などを経て、2014年から現職



神奈川県横須賀市では2003年前後から、市民の方々の身元が分かっているものの遺骨が引き取られないという事態が急増しました。子のいない夫婦で、先立った夫の納骨先があるはずなのに、唯一納骨先を知っていた妻が亡くなるとそれが分からず、妻の遺骨を市の無縁納骨堂に納めざるを得なくなったという例まで発生するようになりました。

2015年7月にその最初の対策として「エンディングプラン・サポート（ES）事業」を開始しました。生活保護基準を基に、低額（火葬、寺社等の供養と納骨を含め25万円）で葬儀から納骨までを、市と協力葬祭事業者（業者）が連携支援するもので、民業圧迫を避けるため、対象者は低所得、低資産で頼れる親族がいない市民としました。該当者は業者と死後事務委任契約を結び、費用を業者に予納。生前、市は訪問して安否を確認し、死後は納骨を見届けるという手厚いベーシック・プランです。

一方、事業開始後2年経った頃、「本人が倒れた後どうありたいのか、という意味が伝わらないのは、親族の関係が希薄になったことと電話番号案内が機能しなくなったこと、住民票・戸籍・附票だけでは情報不足なことが原因であり、所得・資産が主要因ではない。新たに意思伝達支援事業が必要だ」との議論が沸き起こりました。

最近、NPO法人や一般社団法人から団地のサークルなど、さまざまな地域コミュニティが、当事者の終活を支援する時代になりました。古くは1948年に全国で初めて横須賀市に設立された冠婚葬祭互助会もその1つでしょうが、実は契約者本人の没後、別の葬儀社に業務が回るなどのミスマッチが今もあります。

それは、徘徊する本人を保護した警察署や、倒れた本人が入院した病院は、本人がどのコミュニティに繋がっているか分からないことが多いか

らです。親族に頼れない本人が、コミュニティーに所属することで万一に備えていても、そこに情報が繋がらなければ無駄になります。

他方、警察や病院は、親族に繋がらない場合、費用負担の問題等で、必ず市に照会してきます。そこで、市がハブになる事業「わたしの終活登録」を2018年5月に始めました。

この事業は、本人が元気なうちに終活関連情報を市に登録してもらい、万一の際、病院、警察、消防、福祉事務所と本人指定の方からの問い合わせに市が答えるものです。この結果、ミスマッチは減少し、本人の終活準備を無駄にすることなく、本人の尊厳も守ることができるようになると期待されます。対象者は、一切制限を設けず、この事業を必要とするすべての市民としました。本人申請が原則ですが、緊急連絡先など一部の項目については、本人が認知症になった後でも、後見人や親族、知人も登録できるように配慮しました。

登録できる項目は、①本籍②緊急連絡先③支援事業者や地域の終活サークル等④かかりつけ医（アレルギー）⑤リビングウィルの保管場所⑥終活ノートの保管場所⑦臓器提供意思⑧葬儀・納骨・遺品整理・献体の登録先⑨遺言書保管場所と回答者の指定⑩墓の所在地⑪自由登録項目。特に③の地域の終活サークル等のコミュニティーは、今後、親族に代わる生活支援体制のツールの1つとして期待しているものです。

市民なら誰でも登録でき、後見人や親族、知人でも一部登録可能としたところ、土業の方々をはじめさまざまな方々の周知協力までいただく結果となり、開始後約2カ月でES事業1年間分を上回り、この4カ月間の相談件数は約225件、登録件数は31件となりました。今後も市民の尊厳を守るため、2事業の周知と定着を図る考えです。